

# 下請契約にあたっての留意事項

## 1 適正な契約の締結

- (1) 下請業者の選定にあたっては、建設業法を遵守するとともに、施工能力、労働管理、安全衛生、取引実績等を総合的に勘案して優良な業者を選定するとともに、地元業者を優先すること。

なお、契約については、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結すること。

※ 書面による契約が締結されていないことは、建設業法第19条に抵触するので、十分留意すること。

- (2) 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等の適正な手順によることを徹底すること。特に、下請代金の見積りに当たっては、賃金等に加えて必要な諸経費（消費税及び地方消費税を含む）を適正に考慮すること。

なお、元請業者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とすることは、建設業法第19条の3に抵触するので十分留意すること。

- (3) 工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順によりこれを変更すること。

## 2 代金支払等の適正化

- (1) 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、手形払を併用する場合であっても、現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は現金とすること。

- (2) 支払までの期間は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。なお、特定建設業者は下請業者からの工事目的物の引渡しの申出の日から50日を経過する日以前で、できる限り短くするよう留意すること。

また、出来高払いや竣工払いを受けていて、さらに下請業者から引渡しの申出を受けているときは、一月以内で、できる限り短い期間内に支払うこと。

- (3) 手形期間は120日以内でできる限り短い期間とし、特定建設業者は一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

- (4) 前払金の支払を受けた場合は、下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

前払金を受領しながら、適切な支払を行わないことは、建設業法第24条の3第2項に抵触するので、十分留意すること。

なお、前払金を他の工事の支払いに流用することはできません。

## 3 その他

- (1) 一括下請は、建設業法において禁止されており、不必要な重層下請も一括下請と同様に種々の弊害を伴うので避けること。

- (2) 請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう配慮すること。

また、特定建設業者は、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

- (3) 特定建設業者が下請契約して施工する場合は、施工体制台帳及び施工体系図の作成並びに発注者への写しの提出が義務付けられており、施工体制台帳等での確かな施工体制の把握を行い、適正な施工に努め、必要に応じ、下請業者に対する適切な指導等を努めること。

- (4) 建設業退職金共済証書の配布について、元請は工事に必要な作業員（日雇）の掛金に相当する証紙を一括して購入し、その証紙を下請代金に応じそれぞれの下請に現物交付することとなっているので、この制度の趣旨からその活用に努めること。